

令和2年12月17日
消費者委員会事務局

これまでの部会で出された委員意見（概要）

【表示事項の根拠資料】

- 表示責任者である販売者が根拠資料を確認すること、また、必要な根拠資料を具体的に示しておくことが重要ではないか。
- 販売者の問合せ先を明示し、消費者が問合せをすれば確認できるようになっていけばいいのではないか。

【表示確認方法の表示】

- 農産物検査を受けた米と受けていない米との選択の機会を確保することは、消費者の自主的・合理的な選択の機会の確保に資すると考えるため、表示確認方法の記載は任意表示ではなく、義務表示とすべきではないか。

【監視】

- 根拠資料の種類、その保管場所などを具体的かつ明確にしなければ、監視が困難となるのではないか。
- 表示の信頼性を確保するためには、根拠書類の確認が重要。適切に監視を行うことがポイントの一つ。
- 米の調製を行う事業所は全国に数多くあるが、実効性のある、効率的な監視をどのように行うのか。

【普及啓発、周知】

- 今回の改正により消費者の誤認を招くことがないように普及啓発に努めるべき。
- 改正後、「農産物検査証明による」と表示されている商品と、表示されていない商品が混在するかもしれないが、消費者は農産物検査のことをほとんど知らないため、丁寧な情報発信が必要。